

有料道路コンセッションに関する基本的考え方（案）

1.	本事業の背景・目的	1
2.	事業の概要	1
(1)	事業方式	1
(2)	運営対象施設及び事業場所の概要	1
(3)	事業期間	2
(4)	利用料金の収受と費用負担	3
(5)	運営権者に対するインセンティブ	3
(6)	業務の範囲	3
(7)	運営権対価	3
(8)	運営権者	4
(9)	運営権者の提案に基づく事業	4
3.	公社からの運営権者への職員の派遣等	5
4.	要求水準	5
5.	公社と運営権者の業務分担	5
6.	モニタリング	6
(1)	運営権者によるセルフモニタリング	6
(2)	公社によるモニタリング	6
7.	財務情報の報告及び開示	6
8.	運営権者の権利義務等に関する制限及び手続	7
(1)	運営権者の保有する運営権の譲渡	7
(2)	運営権者の株式の新規発行及び処分	7
9.	公社と運営権者のリスク分担の基本的考え方	8
10.	運営権者の募集及び選定に関する事項	9
(1)	募集・選定方法	9
(2)	提案の審査	9
(3)	応募者の資格等	10
(4)	競争的対話の実施	11
11.	契約に関する基本的考え方	11
(1)	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	11
(2)	事業期間終了時の手続	12
12.	その他	12

(1) 一般自動車道の管理.....	12
(2) 鳳来寺山パークウェイ駐車場の管理.....	12
(3) 特措法に基づく有料道路（2路線）の管理.....	13
(4) その他（県管理道路の管理受託）.....	14

資料

1. 要求水準の概要（案）
2. リスク分担表（案）

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「特措法」という。）においては、道路を新設又は改築して料金を徴収できる者を、都道府県等の道路管理者、地方道路公社及び高速道路株式会社に限定しており、民間事業者による有料道路の運営は認めていない。

また、平成23年6月には民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）が改正され、公共施設等の運営権を民間事業者に付与する「公共施設等運営事業」（いわゆるコンセッション）が制度化されたが、現時点においては、特措法による有料道路についてコンセッションを導入するための条件は整っていない。

こうしたなか、本県は、愛知県道路公社（以下「公社」という。）が特措法に基づき料金徴収等を行う有料道路について、民間事業者による運営を実現するため、構造改革特区制度に基づき、規制の特例措置（民間事業者による有料道路の運営の実現）を提案し、所管省庁である国土交通省と協議・検討を進めている。

今回、あらかじめ民間事業者等から幅広く意見等を受け付けたいと考え、現時点における本県及び公社の考え方を整理したものを「有料道路コンセッションに関する基本的考え方（案）」として公表する。

1. 本事業の背景・目的

公社は、「愛知県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的」に昭和47年に設立され、特措法に基づき有料道路10路線の料金徴収等を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき一般自動車道1路線の管理を行っている。

本事業は、公社が料金徴収等を行う道路について、民間事業者による運営を実現することで、民間における新たな事業機会の創出や、民間の創意工夫による低廉で良質なサービスの提供、さらには沿線開発を含めた地域経済の活性化を図ることを目的とするものである。

2. 事業の概要

(1) 事業方式

公社が、民間事業者に対して、コンセッションにより、特措法に基づく有料道路の運営権（料金徴収権限等）を付与するものとする。

運営権は、特措法第10条による許可を受けた道路ごとに設定するものとするが、特措法第11条に基づき二以上の道路につき国土交通大臣の許可を受けて一の道路として料金を徴収する場合（合併採算）には、当該二以上の道路につき一の運営権を設定するものとする。なお、現在、合併採算を採用している道路は、知多半島道路、南知多道路及び知多横断道路となっている。

また、一体的な運営を図るため、(2)の全ての路線を対象として一の民間事業者との間で、一の契約を締結することを想定している。

(2) 運営対象施設及び事業場所の概要

運営対象施設及び事業場所の概要については、以下のとおりとする。

路線名（有料道路名）	管理の区間（延長）及び【特措法許可期間】
県道半田南知多公園線 （南知多道路）	半田市彦洲町2丁目～南知多町大字豊丘字駒帰 （19.6キロ）※武豊及び美浜PAを含む。 【昭和45年3月1日～平成40年2月1日】

県道力石名古屋線 (猿投グリーンロード)	豊田市力石町～豊田市八草町 (13.1キロ) ※西広瀬PA(上下)を含む。 【昭和47年4月1日～平成41年6月22日】
県道碧南半田常滑線 (衣浦トンネル)	碧南市港本町～半田市11号地(1.7キロ) 【昭和48年8月1日～平成41年11月29日】
県道碧南半田常滑線 県道中部国際空港線 (知多横断道路)	半田市平和町四丁目～常滑市字小森 常滑市りんくう町二丁目～常滑市錦町1丁目 (8.5キロ) 【昭和56年4月1日～平成40年2月1日】
県道名古屋半田線 (知多半島道路)	名古屋市緑区大高町～半田市彦洲町2丁目 (20.9キロ) ※大府及び阿久比PAを含む。 【昭和45年7月15日～平成40年2月1日】
一般国道419号 (衣浦豊田道路)	豊田市生駒町～知立市新林町(4.3キロ) 【平成16年3月6日～平成46年3月5日】
県道中部国際空港線 (中部国際空港連絡道路)	常滑市セントレア三丁目～常滑市りんくう町二丁目 (2.1キロ) 【平成17年1月30日～平成47年1月29日】
県道日進瀬戸線 (名古屋瀬戸道路)	日進市岩崎町～長久手市岩作床寒(2.3キロ) 【平成16年11月27日～平成56年11月26日】

(3) 事業期間

事業期間は、契約に定める日に開始し、公社が、特措法第10条又は第11条に基づき国土交通大臣許可を受けた各路線の料金の徴収期間満了をもって終了するものとする。なお、詳細については、今後、募集要項等において示す。

事業期間の開始日については、道路の担うべき公共インフラとしての役割を担保する観点等から、公社職員との十分な引継期間を考慮した上で定めるものとする。

また、インターチェンジ等の利便性向上のための新たな施設等の整備や既存施設の大規模更新が必要な場合においては、運営権の設定に先立ち、公社において改めて国土交通大臣許可を受けて料金の徴収期間を延長することを想定しており、この場合においては当該路線の事業期間が変更されることとなる。

これらの新たな施設等の整備や既存施設の大規模更新については、コンセッ

ションとしてではなく、別途の事業として実施することを想定しており、この場合においては、当該施設の運営及び維持管理とあわせて事業者を公募・選定することとしているが、具体的な事項については、今後、募集要項等において示す。

(4) 利用料金の収受と費用負担

運営権を付与された民間事業者（以下「運営権者」という。）は、公社が、特措法第10条又は第11条に基づき国土交通大臣許可を受けた料金の範囲内で、料金を設定し、自らの収入として徴収することができる。

また、公社は、契約に特段の定めがある場合を除き、運営権者に対して本事業の実施に要する費用を支払わず、原則として、運営権者が当該費用を負担するものとする。

(5) 運営権者に対するインセンティブ

運営権者による運営の結果生じる増収や経費節減等の収支差（プラス）については、例えば「運営権付与後に、適正なサービス水準・維持管理水準が確保されるなかで行われる経費節減による増加利益については運営権者に帰属するものとする」などのルールを設けて、運営権者にインセンティブとして付与する。詳細については、今後、募集要項等において示す。

(6) 業務の範囲

運営権者が行う施設の運営及び維持管理（以下「運営等」という。）に関する業務の概要については、資料1「要求水準の概要（案）」に示すとおりとするが、詳細については、今後、募集要項等において示す。

なお、道路の新設又は改築については、(1)により付与する運営権の範囲外の事業であり、運営権者が自らの判断で実施することはできない。

(7) 運営権対価

運営権者は、運営権付与に関する契約の締結後、公社に対して、運営権の対価を支払うものとする。

対価の支払方法について、各運営権に係る対価の総額の一定割合を指定された期日に一括で支払うものとし、残額を各運営権の存続期間にわたり分割で支払うことを想定しているが、詳細は、今後、募集要項等において示す。

なお、支払済みの対価については、不可抗力など契約において別途定める場合を除き、運営権者への返還は行わない。

また、対価の価額について、公社において基準となる価額を定めるものとし、これを最低提案価格としてあらかじめ公表することを想定している。

(8) 運営権者

運営権者については、複数の企業によって構成される企業グループ（以下「応募グループ」という。）、又は、単体企業（以下「応募企業」という。）により設立された株式会社を想定している。

(9) 運営権者の提案に基づく事業

① 事業区域内において運営権者が任意で行う事業（任意事業）

運営権者は、本事業に係る運営権の存続期間にわたり、事業区域内において、提案に基づき、関係法令を遵守して、任意に事業を行うことができる。任意事業に係る費用については、原則として運営権者の負担とし、契約に特段の定めがある場合を除き、公社は負担しない。

なお、任意事業の実施のために、公社が所有する土地の上に運営権者、応募企業、構成企業（※1）又は協力企業（※2）のいずれかが、新たな建物等を建築し所有する場合、又は、公社が所有する建物等を第三者（パーキングエリア内のテナント等）へ貸し付ける場合は、土地及び建物に係る使用権原を確保するため、あらかじめ公社と賃貸借契約を締結するものとする。

（※1）構成企業とは、運営権者に出資する、応募グループ内の企業をいう。

以下同じ。

（※2）協力企業とは、運営権者から直接に業務の受託又は請負等をするが、運営権者に出資はしない、応募グループ内の企業をいう。以下同じ。

その他、任意事業の詳細については、今後、募集要項等において示す。

② 事業区域外における事業

運営権者は、公社の承認のない限り、事業区域外において第三者から収入等を得る事業活動を行ってはならない。

しかしながら、一方で、本事業の目的のひとつは、沿線開発を含めた地

域経済の活性化等であることから、本事業において、応募企業、構成企業、協力企業、又はこれらが出資する会社（運営権者を除く。）が、提案に基づき、事業区域外において任意で事業を行うことを認めるものとしている。

3. 公社からの運営権者への職員の派遣等

公社は、事業開始から一定期間、本事業に関連する職務の経験を有する職員等を運営権者へ派遣等を行う用意をする。

職種、派遣人数、派遣期間、派遣方法等の概要については募集要項等において示すものとし、詳細については、公募プロセスにおける競争的対話を通して決定する予定である。なお、原則として、派遣職員に係る人件費・福利厚生等については公社の水準とし、運営権者の負担とする。

4. 要求水準

公社は、運営権者によって、道路の適切な運営等が実施されることを要求水準として定める。

現時点における要求性能等は、資料1「要求水準の概要（案）」に示すとおりであるが、本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、今後、募集要項等において示す。

5. 公社と運営権者の業務分担

公社と運営権者の基本的な業務分担については、以下のとおりとし、詳細については、今後、募集要項等において示す。

【公社】

- ① 特措法に基づく国土交通大臣の許可手続等
- ② 県及び関係市町との協議及び調整
- ③ 公社の資産及び負債の管理
- ④ 運営権の対価等による建設費等に係る公社の債務の償還
- ⑤ 公権力に該当する道路管理者権限の行使
- ⑥ 運営権者に対するモニタリング

【運営権者】

- ① 維持（土木清掃、施設清掃、植栽管理、雪氷対策、土木点検、施設点検等）

- ② 修繕（土木構造物、舗装路面、伸縮装置、鋼橋塗装、施設設備、建築施設等）
- ③ 料金収受等（機械等保守整備、計数管理等）
- ④ 交通管理（巡回、交通管制等）

6. モニタリング

(1) 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、要求水準書に定める基準に基づき点検等を実施し、その結果を適切に保存するとともに、その方法及び結果について公社に対して、定期的（月次、四半期、年次）に、また、公社の求めに応じて随時報告を行うものとする。なお、要求水準書で公表を求める部分については、公表するものとする。

(2) 公社によるモニタリング

公社は、運営権者が契約に定められた業務を確実に遂行し要求水準が達成されているかを確認するために業務の監視・確認を行い、運営等の成果が契約に定めた要求水準及び条件に適合しないと認める場合には、業務内容に対する改善指示を行うことができるものとし、運営権者は必要な改善措置を講じるものとする。

また、公社は、運営権者の財務状況を把握し本事業の継続性・安定性を確認するために、財務諸表の確認等のモニタリングを行うものとし、確認等の結果、本事業の継続性・安定性の確保のために必要があると認める場合には、財務状況についての改善指示を行うことができるものとし、運営権者は必要な改善措置を行うものとする。

なお、改善指示にかかわらず、一定期間の間に是正が認められない場合には、公社は、契約を解除する場合がある。

その他モニタリングの詳細については、今後、募集要項等において示す。

7. 財務情報の報告及び開示

運営権者は、毎事業年度の末日から3か月以内に、下記の情報を公社に報告するとともに、要求水準書で公表を求める部分については、運営権者のホームページ上で内容を公表するものとする。

公表の対象は、事業期間開始以降、当該年度の直近5年間の各事業年度に係るものとする。

- ① 会社法第435条第2項に定める計算書類（会計監査人による監査済計算書類）
- ② 会社法第435条第2項に定める事業報告
- ③ 運営権者が会社法第2条第5項に定める公開会社でない場合で、かつ事業報告に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第119条から第124条に係る事項を記載していない場合には、会社法施行規則第119条から第124条に係る事項
- ④ 計算書類に係る附属明細書及び事業報告に係る附属明細書、セグメント情報（セグメント情報の開示に関する会計基準（企業会計基準第11号）及びセグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第20号）に準拠して作成したもの）
- ⑤ キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準（企業会計審議会）及び連結財務諸表等における連結キャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（会計制度委員会報告第8号）に準拠して作成したもの）

なお、運営権者が、会社法に基づく株式会社でない場合には、上記に準じた情報開示を行うものとする。

8. 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 運営権者の保有する運営権の譲渡

運営権者が、自らの保有する運営権を第三者に譲渡する場合には、あらかじめ公社の許可を得るものとする。

公社は、運営権者から譲渡の許可の申請があった場合、別途定める基準に従って、これを判断する。

公社は、運営権の譲渡を許可するときは、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ① 本事業における運営権者の契約上の地位が承継されること
- ② 運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産を譲渡すること

(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、議決権を有する株式（一定の条件で議決権を有することとなる

株式、及び、取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む。以下「議決権付株式」という。)並びに議決権付株式に該当しない株式(以下「完全無議決権株式」という。)を発行することができる。なお、議決権付株式にかかる新株予約権は議決権付株式とみなし、完全無議決権株式のみにかかる新株予約権は完全無議決権株式とみなす。

① 完全無議決権株式

運営権者は、会社法の規定に従って、完全無議決権株式を発行し、割り当てることができる。

また、完全無議決権株式を保有する者は、完全無議決権株式を譲渡し、又は質権その他の担保権を設定する(以下「処分」という。)ことができる。

② 議決権付株式

運営権者は、議決権付株式を新たに発行する場合、基本協定書により予め認められたものを除き、公社の事前の承認を受けるものとする。また、議決権付株式を保有する者(以下「議決権付株主」という。)が、自ら保有する議決権付株式を、他の議決権付株主、又は、公社との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者(例：運営権者に対して融資等を行う金融機関等)以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、公社の事前の承認を受ける必要がある。

また、運営権者は、本議決権付株式を新規発行する場合には、その内容について公社の事前の承認を受けるものとする。

公社は、議決権付株式の譲受人が、公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしており、かつ当該議決権付株式の処分が運営権者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、株式処分を承認する。

なお、議決権付株式の処分に係る承認手続の詳細については、今後、募集要項等において示す。

9. 公社と運営権者のリスク分担の基本的考え方

予想されるリスク及び公社と運営権者の責任分担は、原則として資料2「リスク分担表(案)」に示すとおりであるが、責任分担の程度及び具体的な事項について

は、契約書（案）として、今後、募集要項等において示す。

なお、契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は契約に特別の定めのない事項について疑義が生じたときは、公社及び運営権者は、誠実に協議のうえ、リスク分担を決定するものとする。

10. 運営権者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集・選定方法

民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮したうえで、公募型プロポーザル方式を採用することを想定している。

(2) 提案の審査

提案の審査は、学識経験者等で構成する愛知県有料道路運営事業者選定委員会（仮称）（以下「委員会」という。）を設置して、資格審査と提案審査の2段階で実施するものとする。

資格審査においては、応募企業又は応募グループが、(3)に規定する応募者の資格等を満たしていることを確認する。

提案審査においては、資格審査を通過した応募者を対象に、提案内容の審査を行う。現段階で想定する提案審査の審査事項は以下のとおりであるが、詳細は、今後、募集要項等において示す。

【事業全般に関わる審査事項】

- ・ 本事業の実施の基本方針及び実施体制に関する提案
- ・ 資金調達及び事業収支に関する提案
- ・ 利用者の安全性の確保に関する提案
- ・ 利用者サービス向上に関する提案
- ・ 地域活性化に関する提案
- ・ リスク対応策に関する提案 等

【個別業務・事業に関わる審査事項】

- ・ 道路の運営に関する提案
- ・ 道路の維持管理に関する提案
- ・ 利便性向上のための更新等に関する提案
- ・ 運営権者が任意で行う事業に関する提案 等

【提案金額に関わる審査事項】

- ・運営権対価の価額 等

(3) 応募者の資格等

① 応募者の構成

応募者は、本事業に係る業務（交通管理、料金収受、維持、修繕等の業務をいう。）を実施する予定の応募企業又は応募グループとする。

応募グループにより応募する場合、構成企業のなかから代表企業を定めるものとする。また、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うものとする。

また、本事業に係る業務は、運営権者から構成企業又は協力企業に委託されるものとし、参加表明書において、応募グループの構成企業及び協力企業の企業名と、それぞれが携わる業務を明記することとする。

なお、応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業、並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募企業並びに応募グループの構成企業及び協力企業として参加できないものとする。「資本面若しくは人事面において関連がある者」の詳細な定義は、今後、募集要項等において示す。

② 応募企業、応募グループの構成企業・協力企業に共通の参加資格

応募企業、構成企業及び協力企業のいずれも、少なくとも以下のイ)～への全ての要件を満たしていることを要する。なお、外国法人の場合、以下のうちハ)について、その適用法令において同等の要件を満たしていると公社が確認できることが必要である。

詳細については、今後募集要項等において示す。

イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ロ) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

ハ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てをなされなかった者とみなす。

ニ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連しない者であること。

ホ) 委員会の委員が属する企業、又はその企業と資本面若しくは人事面において関連しない者であること。

ヘ) 財務状況が著しく不健全であると認められない者であること。

このほか、応募企業、構成企業及び協力企業は、公社が別途定める要件を満たしていることを要する。詳細については、今後、募集要項等において示す。

(4) 競争的対話の実施

要求水準書等の作成（調整）のため、事業スキーム、資金調達スキーム、運営方法等多面的な観点から幅広い提案を求める必要があることから、資格審査を通過した応募者を対象として、資格審査から提案審査までの間に、競争的対話方式を活用することを想定している。

- ① 公社が応募者と提案内容の確認・交渉を行い、その結果に基づき要求水準書等を作成（調整）すること。
- ② ①の対話終了後に、提案書の提出要請を行うこと。
- ③ 必要に応じて対話参加者を絞り込むこと。

1.1. 契約に関する基本的考え方

(1) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

運営権者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、契約において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めるものとし、詳細については、契約書（案）において示す。

なお、事業の継続性を確保する目的で、公社は、運営権者に対し資金供給を行う融資機関と協議を行い、直接協定（ダイレクトアグリーメント）を結ぶことがある。

(2) 事業期間終了時の手続

運営権者は、事業期間終了前において、自らの責任と費用負担により、本事業に係る業務が円滑に公社（又は本県）に円滑に引き継がれるよう十分な引継準備期間を確保のうえ、適切な業務引継を行わなければならない。

12. その他

運営権者は、特措法に基づく有料道路（8路線）の運営のほか、公社との契約に基づき、以下に掲げる業務を行うものとする。

(1) 一般自動車道の管理

① 事業方式

公社が、道路運送法第70条の2（道路の管理の受委託）に基づき、国土交通大臣許可を得て、その管理を運営権者に委託することを想定する。

② 対象施設及び事業場所の概要

名称	管理の区間（延長）
三ヶ根山スカイライン	西尾市東幡豆町～蒲郡市金平町 (5.1キロ) ※三ヶ根山スカイライン駐車場を含む。

③ 利用料金の収受と費用負担

一般自動車道につき運営権者が徴収する料金収入は公社に帰属するものとし、公社は、契約に定めるところに従い、運営権者に対して委託料を支払うものとする。

④ 事業期間、業務の範囲等

事業期間、業務の範囲等その他詳細については、今後、募集要項等において示す。

(2) 鳳来寺山パークウェイ駐車場の管理

① 事業方式

公社は、契約により鳳来寺山パークウェイ駐車場の管理を運営権者に委託することを想定する。

② 対象施設及び事業場所の概要

鳳来寺山パークウェイ駐車場（新城市門谷字鳳来寺）

駐車台数：180台、進入路延長：1.7キロ

③ 利用料金の収受と費用負担

駐車場につき運営権者が徴収する料金収入は公社に帰属するものとし、公社は、契約に定めるところに従い、運営権者に対して委託料を支払うものとする。

④ 事業期間、業務の範囲等

事業期間、業務の範囲その他詳細については、今後、募集要項等において示す。

(3) 特措法に基づく有料道路（2路線）の管理

① 事業方式

公社は、特措法に基づく有料道路（2路線）の管理を運営権者に委託することを想定する。

② 対象施設及び事業場所の概要

路線名（有料道路名）	管理の区間（延長）及び【特措法許可期間】
県道春日井犬山線 （小牧東インター有料道路）	春日井市明知町～小牧市大字大山（1.6キロ） 【昭和61年3月27日～平成28年3月26日】
一般国道247号 （小坂井バイパス）	豊橋市日色野町～豊川市平井町（0.9キロ） 【昭和61年3月6日～平成28年3月5日】

③ 利用料金の収受と費用負担

運営権者が徴収する料金収入は公社に帰属するものとし、公社は、契約に定めるところに従い、運営権者に対して委託料を支払うものとする。

④ 事業期間

事業期間は、契約に定める日に開始し、公社が特措法第10条に基づき国土交通大臣許可を受けた料金の徴収期間満了をもって終了するものとする。

⑤ 業務の範囲

運営権者が行う施設の運営等に関する業務の概要については、資料1「要

求水準の概要（案）」に示すとおりとするが、詳細な実施条件については、今後、募集要項等において示すものとする。

(4) その他（県管理道路の管理受託）

運営権者は、本県が管理する以下の道路について、別途、本県（又は公社）から管理を受託するものとする。

路 線 名 （関連する有料道路名）	管理の区間（延長）
一般国道419号 （衣浦豊田道路）	知立市新林町茶野14番地先～知立市新林町新林1番2 1地先 知立市八橋町町田94番地先～知立市八橋町町田14番 3地先 豊田市花園町西大切101番地先～豊田市生駒町東山3 43番3地先 （1.045キロ）
県道中部国際空港線 （中部国際空港連絡道路）	常滑市セントレア一丁目5番地先～常滑市セントレア三 丁目8番2地先 （0.8キロ）
県道日進瀬戸線 （名古屋瀬戸道路）	長久手市岩作福井46番2地先～長久手市前熊一ノ井3 5番1地先 （1.1キロ）
一般国道247号 （小坂井バイパス）	豊橋市日色野町字新切6-1番地先～豊川市小坂井町道 地1番2地先 （1.4キロ）